

1 3 水産業振興施策の充実について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 漁業経営の安定を図るため、漁業共済制度を拡充すること。
また、燃油価格高騰による影響を緩和する「漁業経営セーフティーネット構築事業」については、平成25年7月から実施された緊急特別対策を継続すること。
- (2) 漁船漁業においては、軽油の使用量が多く、価格高騰が経営を著しく圧迫しているため、期限付きで認められている農林漁業用の軽油引取税の課税免除措置の恒久化を図ること。
- (3) しらすうなぎを安定的に確保するため、東アジア全域での天然うなぎの資源保護と人工種苗量産化の技術開発に引き続き取り組むこと。

(背景)

- 漁業共済制度は漁業経営安定に有効な施策であるが、より多くの漁業者が制度へ参画することができるよう、漁業共済における国庫負担割合の引上げが必要である。
また、燃油価格の高騰が漁業経営を圧迫する中、現在、燃油価格高騰対策として講じられている「漁業経営セーフティーネット構築事業」は、平成25年7月から、異常な高騰分について、国の負担割合を引き上げる緊急特別対策が講じられた。この措置は、平成26年度までとなっているが、燃油価格は今後も引き続き高い水準で推移する恐れがあることから、平成27年度以降も継続する必要がある。
- 軽油引取税の課税免除措置は平成26年度末までとなっているが、燃油の価格の高騰が漁業経営を著しく圧迫しているため、漁業経営安定のためには免税措置の恒久化が必要である。
- しらすうなぎの採捕量は不安定な状況が続いており、取引価格の高騰による養鰻業経営への影響が懸念されている。また、平成26年6月にはニホンウナギが国際自然保護連合のレッドリストに指定されたことから、今後、しらすうなぎの国際取引が規制を受ける可能性もある。将来にわたり、経営の安定化及び取引規制の回避を図るためには、しらすうなぎ資源を安定させることが重要であり、うなぎの生息域である東アジア全域で資源保護に引き続き取り組むことが必要である。また、最も安定的な種苗確保の手段は人工種苗の量産化であることから、その技術の一刻も早い開発が必要である。

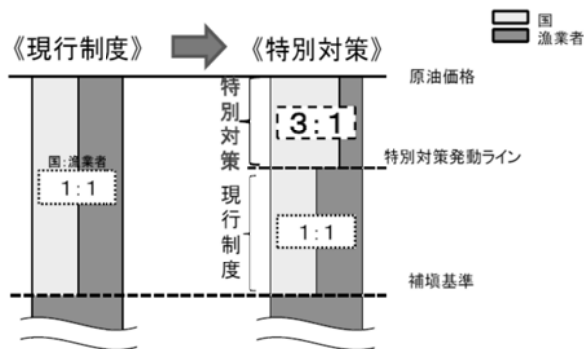
(参考)

◇ 漁業共済（漁獲共済）掛金の負担割合

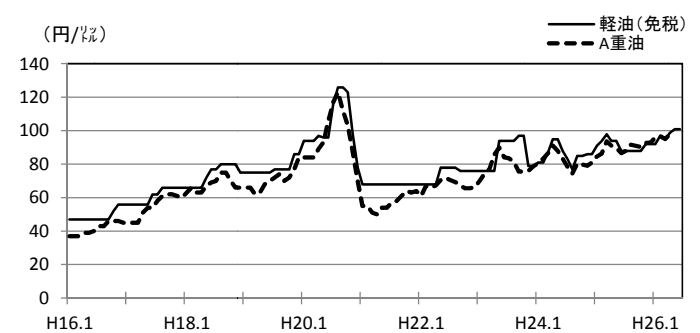
加入経営 体数要件	国庫負担 割合	漁業者 負担割合
全数加入	50%	50%
半数以上加入	25%	75%
半数未満加入	0%	100%

※10トン以上 20トン未満の漁船の事例

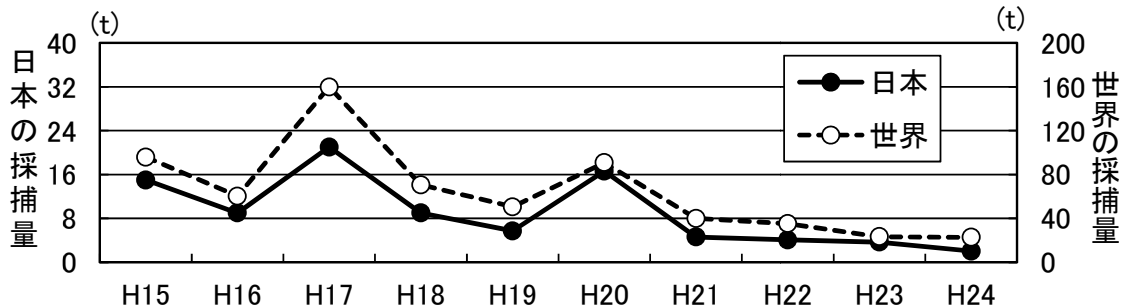
◇ 緊急特別対策の仕組み



◇ 燃油価格の推移

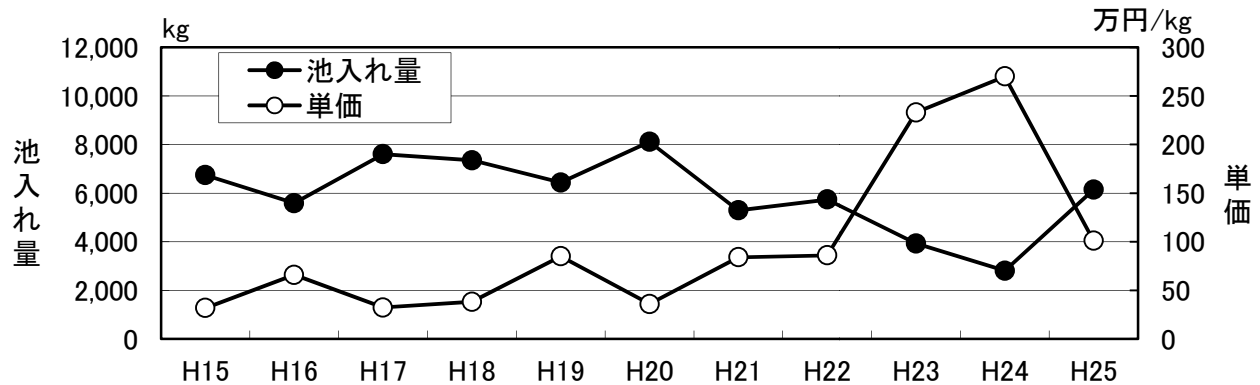


◇ 世界と日本のしらすうなぎ（ジャポニカ種）採捕量の推移



※ 年は当年11月から翌年4月まで

◇ 本県のしらすうなぎ池入れ量と池入れ単価



※ 年は当年11月から翌年4月まで